

資料4

南区役所保護課職員による不祥事概要

令和5年3月26日

南区役所保護課職員による不祥事概要

昨年、南区役所保護課のケースワーカー（以下、「CW」とします。）が、被保護者等を騙し金銭等を詐取したとして4度に渡り逮捕されるという事案が発生し、本市の福祉行政に対する信頼を大きく揺るがす事態となった。

全区役所保護課で生活保護業務を実施しており、対岸の火事とは考えず、他区役所保護課でも同様の事案が発生していないか確認するとともに、再発防止策についても早急を実施し、全力で市民からの信頼回復に努めるものである。

(1)事案の概要

※逮捕日の日付はすべて 2022 年

事案発生順	事案の概要	逮捕日
1	<p>元職員は、保護受給中の被保護者が遺産を相続したことに伴い、令和3年（2021年）3月27日、同被保護者から保護費を返還してもらおうべきところ、その金額を多く偽り、現金約600万円を騙し取ったとして詐欺容疑にて再逮捕されたもの。</p> <p>なお、南区役所保護課への保護費返還金については、市内の金融機関から収納されていることを確認済。</p>	8月2日 (4回目)
2	<p>元職員は、保護受給中の被保護者の扶養義務者が南区役所保護課へ返還予定であったお金（約35万円）を令和3年（2021年）11月8日に詐取したとして、詐欺容疑で逮捕されたもの。</p>	6月5日 (1回目)
3	<p>元職員は、保護受給中の被保護者に対し、預貯金が高額となっており、保護費返還の必要があるなどうそを言って令和4年（2022年）2月4日に同被保護者名義の通帳と印鑑を騙し取ったとして詐欺容疑で再逮捕されたもの。</p>	6月24日 (2回目)
	<p>元職員は、令和4年（2022年）6月24日に再逮捕された事案に関連し、被保護者名義から騙し取った通帳と印鑑を利用して令和4年（2022年）2月4日に郵便局にて現金約120万円を不正に引き出し、着服したとして詐欺容疑で再逮捕されたもの。</p>	7月19日 (3回目)

(2)当該元職員の状況

25歳（初回逮捕時）、女性、社会福祉職（社会福祉士）、

（入庁後の職務状況）

平成31年4月新規採用・同月南区役所保護課に配属、4年目

担当校区：1年目A校区、2～3年目B校区

令和3年8月20日～令和3年10月10日 新型コロナウイルス感染症対策課併任

令和4年12月19日

懲戒免職

(3)裁判の結果

令和5年3月6日判決

懲役3年、執行猶予5年

（事前に3件の被害者と示談済み）